

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

No	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約による こととした理由	その他必要な事項 (備考)
1	本館西病棟 光庭 外壁タイル浮き調 査	事務部施設課 滋賀県長浜市宮前 町14-7	令和2年7月31日	(株)材光工務店 滋賀県長浜市八幡 東町428番地の 1	2,079,000円	今回の改修工事は、光 庭外壁のタイルやシール の経年劣化により、8階付 近のタイル浮きが発生 し、落下の危険性がある ことから、「緊急の必要に より競争に付することがで きない」に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第 36条第3項)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。